

■部会 Report

環境部会の活動紹介

環境部会統括理事 林 昌宏

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

はじめに

今年度は再生可能エネルギー固定買取法が施行されました。

その中では既存設備も買取の対象となることが決まり、収支上は事業環境が改善されることがほぼ確実となっております。

新規計画に対する買取額も、近年新たに発生した法制度等への対応リスクを見込んだものではありませんでしたが、一応は要望範囲の金額となっております。

また、従来から再生可能エネルギー全体は、気候変動要因であるCO2排出削減の手段として位置付けられておりましたが、それは原子力発電の「おまけ」としての位置づけでした。

これも昨年3月11日以降、国のエネルギー政策が根本的に見直された結果、「ベストミックス」の大きな柱の一つに格上げされました。

以上の事実を概観した時、今後の新規投資に向けては土壌が整ったかのように見えます。

しかしながら、上記以外の事業環境を見渡した時、電力会社の送電系統は風力や太陽光に由来する不安定な電力を受け入れる前提とはなっておらず、また、国の諸制度は高さが100m以上にもなる大型風力発電機のような構造物が建設されることを想定したものとはなっておりません。

当環境部会においてはそれらの様々な制度と実態の不整合の中で、とくに環境アセスメント法に焦点を当て、後述の計画に沿って活動を行ってまいりたいと思います。

この法律を現在の決定内容のままとした場合、コストが安く比較的まとまった発電量を得られる風力発電の普及が遅れ、結果として再生可能エネルギー全体への期待が裏切られることとなりかねません。

そのような状況を回避するためにも本部会の優先課題として取り扱います。

活動を行う上で、政策提言においては政策部会との連携が不可欠と考えており、それ以外にも、協会会員の皆様とのご相談をしつつ成果につなげたいと考えます。

2011 年度活動報告

毎月1回の部会活動及び4つのWGで下記のような活動を行いました。法に基づく環境影響評価法を含む政策的な課題については、政策部会法アセスWGを中心に活動しました。

(1) 環境部会

- ・環境アセス法制化の動向などの情報及び意見の交換。
- ・政策部会法アセスWGと協力して、業界団体としての意見表明等を行った。
- ・マサチューセッツ州の騒音・低周波音の報告書和訳を作成した。

(疫学的研究では風力発電からの騒音と心理的ストレスや精神的な健康影響との間の関連性を認めていないこと及び、苦痛、こり、糖尿病、高血圧、耳鳴り、聴力障害、心臓血管疾患、頭痛／編頭痛との関連性をものは全くなかった。風力発電に対するアノイアンスは自己申告によるものであり、疫学的な十分な証拠はない。また、「ウインド・タービン・シンドローム」と言われている風力発電からの騒音による健康影響に関しては全く証拠がないと報告している。)

(2) 騒音 WG

- ・風力発電施設に関する低周波音に係る観測データ、身近な環境における低周波音に係る観測

データについて比較検討を行い、風力発電設備から発せられている低周波音が特別な音響でないことを確認し、情報として発信する場として活動した。

(3) 風況 WG

- ・風力発電に必要な「風況および発電量推定」に関する技術的テーマについて、最新の知見を得る場として活動した。
- ・既存の風況解析シミュレーターモデルの予測結果を比較する「ラウンドロビンテスト」を実施した。

(ラウンドロビンテスト：シミュレータ、作業者ほかの違いによる予測結果の比較)

(4) 鳥類WG

- ・「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」の解説を日本気象協会よりいただきながら、勉強会を開催。
- ・バードストライクについて話題として取り上げ、マスコミ等で大きく取上げられているが、その発生実態はきわめてまれであることについてはデータを示して一般に広く周知していかなければならないとの結論である。

(5) 環境影響評価WG

- ・「環境影響評価規程（自主マニュアル）」の策定」第1版後活動は環境部会内で実施。運用および自主規程の今後の取り扱いを確認した。

2012年度の活動計画

(1) 環境影響評価WG

法令アセスメント手続きの適正化

今年秋には新たな環境アセスメント法が施行され、風力発電事業が発電所という分野に取り込まれます。

本法では、もともと電力会社の巨大な火力発電所や水力発電所または原子力発電所のような環境負荷の大きなものを想定していた関係上、審査手続きが煩雑で期間も非常に長く、事業の実施上、資金上、また地元対策の上でも大きなリスクとなることが考えられます。

審査期間の短縮や調査項目の適正化、また中長期的には規模要件の見直しなどを通じて我々の事業にあったサイズとするための活動を政策部会と協調して行います。

またリプレイスの際のアセスメントについても実情に応じた簡素な手続きとなるよう政策提言を行います。

(2) 騒音WG

騒音・超低周波関連の情報発信

以前より海外の機関から風車の低周波による人体への健康被害については、関連性に疑問が提起されておりました。

昨年度はオーストラリア政府やマサチューセッツ州など中立的な立場の機関から同様の報告書が出されております。

これらの文献を発信しやすい形にまとめると同時に、本WGにおいては、実測データを基に風車による超低周波が古来より存在する音源の超低周波と比して、その性質や強度において特別ではないことを発信します。

昨今「風車病」なる健康被害が全国的に取りざたされておりますが、これは風評害的な要素も多く、これらの混乱を払拭することを目指します。

発信にあたっては、その方法や場面等について効果的となるよう会員の皆様とご相談をしながら進めてまいります。

(3) 鳥類WG

バードストライクに関する実態把握

海外では風車による鳥の死亡は割合として非常に小さいとのデータがあります。

国内の既存発電所については、収集したデータが少ないことから、来年度以降環境省と協調し調査を行うことを提案します。

調査の結果が法令アセスの調査期間と費用低減に資する内容となるよう考慮しつつ提案を行います。

(4) 風況WG

風況と風車の出力評価・予測手法向上

既存の風況シミュレータによる予測結果を比較する「ラウンドロビンテスト」を引き続き実施し、風況及び風車の性能評価に関する技術的テーマの知見を高めます。

(5) 自主アセス規定の取り扱い

昨年度までは法令アセスの対象とならない事業を念頭に本規定を策定してまいりましたが、1万kW以上の発電所（2種は7500kW～1万kW未満）が法令アセスの対象となったことで、協会員の手がける事業の大部分が対象となることが確実です。

このような実情を鑑みて自主アセスメントの位置づけを見直す必要性が生じております。

またTV電波のデジタル化完全移行に伴い調査手法や評価手法の見直しが必要な項目もあります。

今年度は、それらの検討を行います。